

## (1) 特別支援学級の教育課程

特別支援学級は、基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われますが、特に必要がある場合は、「特別の教育課程」を編成することができます。（学校教育法施行規則第138条）

小学校学習指導要領解説 総則編（平成29年6月）〔中学校学習指導要領解説総則編にも同様の記述〕には、「特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、**学級の実態や児童（生徒）の障害の程度等を考慮の上**、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「**自立活動**」を取り入れたり、各教科の目標・内容を**下学年の教科の目標・内容**に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う**特別支援学校の各教科**に替えたりするなどして、実情に応じた教育課程を編成する必要がある。」とされています。更に、知的発達が未分化な児童生徒には、各教科等を**合わせた指導**である「**日常生活の指導**」、「**遊びの指導**」、「**生活単元学習**」、「**作業学習**」を取り入れると効果的な場合があります。（P8～P12のⅢ－2参照）

## 自立活動 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 平成29年4月告示より

## &lt;日常生活の指導&gt;

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものである。

## &lt;遊びの指導&gt;

遊びの指導は、主に小学部段階において、遊びを学習活動の中心に捉えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものである。

## &lt;生活単元学習&gt;

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。

## &lt;作業学習&gt;

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしなが、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）平成30年3月より

## (2) 特別支援学級における指導の内容・指導方法

### ① 知的障害特別支援学級

必要に応じて特別支援学校の教育内容等を参考にしながら、小集団の中で、個に応じた生活に役立つ内容が指導されています。小学校では、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、日常生活に必要な言語や数量、生活技能などの指導を実施しています。また、中学校では、それらを更に充実させるとともに、社会生活や職業生活に必要な知識や技能などを指導しています。

### ② 肢体不自由特別支援学級

各教科、特別の教科 道徳、特別活動のほか、歩行や筆記などに必要な身体の動きの指導なども行っています。指導に当たっては、一人一人の障害の状態に応じて適切な教材教具を用いるとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めるようにしています。また、各教科や給食など様々な時間を通じて、通常の学級との交流及び共同学習を積極的に行っています。

### ③ 病弱・身体虚弱特別支援学級

入院中の児童生徒のために病院内に設置された学級や、小・中学校内に設置された学級があります。病院内の学級では、退院後には元の学校に戻ることが多いため、元の学校と連携を図りながら各教科等の学習を進めています。教科学習以外にも、特別支援学校と同様に身体面やメンタル面の健康維持や改善を図る学習を行うこともあります。

### ④ 弱視特別支援学級

拡大文字教材、テレビ画面に文字などを大きく映して見る機器、照明の調節など、一人一人の見え方に適した教材・教具や学習環境を工夫して指導しています。各教科、特別の教科 道徳、特別活動のほか、弱視レンズの活用や視覚によってものを認識する力を高める指導などを行っています。

### ⑤ 難聴特別支援学級

障害の程度が軽度の児童生徒は、特別支援学級や通級による指導において、音や言葉の聞き取りや聞き分けなど、聴覚を活用することに重点を置いた指導を受けたり、抽象的な言葉の理解や教科に関する学習を行ったりしています。必要に応じて、通常の学級でも学習し、児童生徒の可能性の伸長に努めています。

### ⑥ 言語障害特別支援学級

児童生徒の興味・関心に即した自由な遊びや会話等を通して、教師との好ましい関係をつくり、児童生徒の気持ちをときほぐしながら、それぞれのペースに合わせて正しい発音や楽に話す方法を指導していきます。個別指導が中心になりますが、時にはグループ指導も組み入れて、楽しみながら学習できるようにしています。

### ⑦ 自閉症・情緒障害特別支援学級

情緒障害教育では、発達障害である自閉症などと心因性の選択性かん黙などのある児童生徒を対象としています。

自閉症などの児童生徒については、言語の理解と使用や、場に応じた適切な行動などができるようにするための指導が行われています。また、主として心理的な要因による選択性かん黙などがある児童生徒については、安心できる雰囲気の中で情緒の安定のための指導が行われています。特別支援学級では、情緒障害のために、通常の学級での教育では十分に成果が期待できない児童生徒が在籍して、基本的には通常の学級と同じ教科等を学習しています。それらに加え、自閉症などの児童生徒には、対人関係の形成や生活に必要なルールなどに関することを学習しています。また、選択性かん黙などの児童生徒は、心理的安定や集団参加に関することを学習しています。

特別支援教育について 「4それぞれの障害に配慮した教育」：文部科学省ホームページより

※特別支援学級の指導の実際については、「特別支援学級ハンドブック」（総合教育センター特別支援教育担当平成 29 年度調査研究より）も御活用ください。[http://www.center.spec.ed.jp/?page\\_id=209](http://www.center.spec.ed.jp/?page_id=209)よりダウンロードできます。